

(別紙)

山梨県賃金アップ環境改善事業費補助金広報業務委託審査基準について

下表の基準に従って審査員が、企画提案書等について評価の視点をもとに評価した内容点を合計したものを審査点（60点満点）とする。最終的に各審査員の審査点を合計して総合点を算出し、最高得点を得た者から順位を付けるものとする。ただし、順位決定を行う際に、同位の提案書が複数ある場合は、審査員の多数決により順位を決定する。

なお、審査員の1名以上が内容点の評価項目（その他を除く）のうち1項目でも評価点2点未満とした場合または審査点が30点未満の場合は失格とする。

評価項目		評価の観点	配点
事業者適格性	企画提案参加社の経営状況等	会社規模・財務状況が本業務の受託にあたって十分か 直近の経営状況は健全か	5
	業務推進体制	本業務遂行のための体制 プロジェクトチームの編成、人員、関連会社や各種媒体等の協力会社のネットワークは十分か	
成果の確実性	取組実現性	広報業務等類似業務実績を有するか（※ 類似業務実績がない場合は選定しない）	5
	与件理解	中小企業者の生産性向上及び賃上げに関する課題、必要性についての理解度	5
企画提案内容	広報の内容	効果的な広報活動が企画・運営されるか	20
	広報の効果	中小企業者の生産性向上、労働環境改善及び賃金引き上げに対する意欲を喚起し、補助金の活用増加が期待できるか	10
その他	特記すべき提案	その他、特記すべき提案があるか	5

<参考> 評価の基準について

内容点の各評価項目における評価基準は、次のとおりとする。

	5点満点	10点満点	20点満点
・優れている／期待できる	5	10～9	20～17
・やや優れている／やや期待できる	4	8～7	16～13
・やや劣る／あまり期待できない	3	6～5	12～9
・劣る／期待できない	2	4～3	8～5
・要求水準を満たしていない	1	2～1	4～1